

従業員の無断私用運転

事故に対する会社の責任は…

Q 質問

当社は会社車両の無断私用運転を禁止しています。

ところが、従業員が勤務時間外に会社車両を無断で私用運転し、人身事故を起こしてしまいました。

この場合、会社が自動車損害賠償保険法(自賠法)による責任を負わなければならぬのでしょうか。

具体的な利益の享受を意味せず、事実関係を客観的外形的に観察することにより、法律上または事実上の何らかの関係で会社のために運行がなされると認められる事情があれば肯定されるとされています。この事実関係には雇用関係も重要な事項として含まれます。

会社が(自賠法)3条の運行供用者責任を負うためには、事故車に対する会社の運行支配、運行利益が及んでいるか否かについて判断するのが通常判例であると云えます。

判例によりますと、運行支配、運行利益の帰属の判断は、具体的な事実関係について定められるととも、それは、運行支配についてその運行に対する直接、具体的な支配を意味するものではなく、諸般の事実関係を総合して、これを客観的外形的にみて、「社会通念」上会社が車の運行に対し支配を及ぼすことのできる立場にあり、運行を支配・制御すべき責務があると評価される場合に運行支配が肯定されるものと解されます。

運行利益の帰属も、必ずしも現実・

具体的な利益の享受を意味せず、事実関係を客観的外形的に観察することにより、法律上または事実上の何らかの関係で会社のために運行がなされると認められる事情があれば肯定されるとされています。この事実関係には雇用関係も重要な事項として含まれます。